

契約書(案)

- | | | | | |
|---|---|--|---|----|
| 1 | 契 約 名 | Wiley Online Library（購読誌限定契約モデル）のアクセス利用権 | | |
| 2 | 契 約 金 額 | 円 | | |
| | | （うちリバースチャージ対象額 | 金 | 円） |
| | | （うち課税対象額 | 金 | 円） |
| | | （うち消費税および地方消費税額 | 金 | 円） |
| 3 | 契 約 期 間 | 令和5年1月1日から令和5年12月31日 | | |
| 4 | 利用可能場所 | 福井県立大学のネットワークに接続されたすべての端末 | | |
| 5 | 契約保証金 | 金 | 円 | |
| | <p>※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。</p> <p>※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。</p> <p>※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。</p> | | | |

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と
条項により契約を締結する。

とは、次の

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

$$Z$$

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(ライセンスの契約)

第2条 乙は、米国 John Wiley & Sons 社により提供される「Wiley Online Library (購読誌限定契約モデル)」について、甲のアクセスを可能とする。

2 乙が甲のアクセスを可能とする電子ジャーナルは、別紙1「契約項目一覧表」のとおりとする。

(使用料金の請求および支払い)

第3条 乙は、甲の検査を受け、1月～3月および4月～12月分の使用料について支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに使用料を支払うものとする。ただし、25日が休日または国民の祝日の場合はその翌日とする。

2 支払金額は次のとおりとする。

1-3月分 金 円 4-12月分 金 円

3 乙は、本件の使用を、障害（甲の端末機、通信回線または通信機器の障害を除く。）により中断（ただし、甲の損害が乙の故意、又は重過失ある行為にもとづく場合に限る。）されたときは、中断された期間にかかる使用料金は、請求額に含めないものとする。

4 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに使用料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第6条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲は、その超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第7条 乙は、契約期間中に乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、契約期間中に乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、契約期間中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、契約終了後および契約解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第11条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

Wiley Online Library (購読誌限定契約モデル) タイトルリスト

	ISSN	ジャーナルタイトル
1	1468-5957	Journal of Business Finance & Accounting
2	2169-9291	Journal of Geophysical Research: Oceans
3	1467-8322	Anthropology Today
4	1467-9655	Journal of the Royal Anthropological Institute
5	1469-7610	The Journal of Child Psychology and Psychiatry
6	1469-3178	EMBO Reports
7	1460-2075	The EMBO Journal
8	1468-0289	Economic History Review
9	1949-3533	TESOL Journal
10	1545-7249	TESOL Quarterly
11	1548-1433	American Anthropologist
12	1468-0262	Econometrica
13	1944-9720	Foreign Language Annals
14	1466-7657	International Nursing Review
15	1468-246X	International Social Security Review
16	1475-679X	Journal of Accounting Research
17	1365-2648	Journal of Advanced Nursing
18	1095-8649	Journal of Fish Biology
19	1750-3841	Journal of Food Science
20	1542-2011	Journal of Midwifery & Women's Health
21	1538-4616	Journal of Money, Credit and Banking
22	1547-5069	Journal of Nursing Scholarship
23	1097-0010	Journal of The Science of Food and Agriculture
24	1467-9922	Language Learning
25	1540-4781	Modern Language Journal
26	1098-240X	Research in Nursing & Health
27	1475-4991	Review of Income and Wealth
28	1540-6261	The Journal of Finance

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用および提供の制限)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第8 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。